水道施設管理点検システム導入業務　仕様書

# 総則

## 1-1.目的

（１）本仕様書は,総社市を「発注者」とし,受託者を「受注者」として業務を執行するため必要な事項を定めることを目的とする。

（２）本業務は，水道施設の管理点検にあたり，本年度発注予定の施設管理委託業務において，発注者と受注者間の情報共有等を図ると共に，対応状況等のデータ蓄積を行う必要があるため，水道施設管理点検システムの導入を行うものとする。

（３）固定資産台帳を管理している「ぎょうせい」のシステムに設定されている情報を基に，各種設定を行うものとする。

## 1-2.疑義等

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については，その都度発注者，受注者により協議し定めるものとする。

ただし，軽微なものについては，発注者の指示に従うものとする。

## 1-3.権利の帰属について

　本業務は，業務に於いて実施した，システム・設定情報の作成データ等，すべての情報についての権利は，発注者に帰属するものとする。

　なお，発注者は，情報公開のため，そのすべての権利を放棄し，パブリックドメイン（ＣＣ０）として公開することができる。

　ただし，システム本体は除く。

1-4.変更対応

　「ぎょうせい」のシステムとの連携が必要であることから，予期せぬ作業や別途「ぎょうせい」に対する費用等が発生した場合は変更対象とする。

## 1-5.その他事項

（１）本作業中事故があったときは，所要の措置を講ずると共に事故発生の原因及び経過，事故による被害の内容等について速やかに発注者に報告すること。

（２）本作業によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は，すべて受注者の責任により解決するものとする。

（３）作業が完了したときは，速やかに所定の成果を提出して発注者の審査を受けるものとする。

（４）作業終了後成果品に誤りがあった場合には，受注者は責任をもって直ちにその誤りを訂正しなければならない。

1. 水道施設管理点検システム構築

## 2-1.構築を行う技術者について

システム構築を行う技術者は技師（Ｂ）相当とする

## 2-2.システム構築の手順は

（１）業務打合せ　　　　　　　　　　　　　　　　　１人

・成果品の内容確認

（２）システム等の導入に関する諸事務

　　　・株式会社エコニティーとの打合せ　　　　　　１人

　　　　初期費用，年間利用料　７月～３月（９カ月分），年間契約とする

　　　・システム初期設定（発注者協議含む）　　　　１人

　　　・システムは株式会社エコニティー「設備管理の匠WEB版」とする。

（３）専用ＰＣの導入に関する諸事務　　　　　　　　０．５人

　　　・Ｖｏｓｔｒｏ３５１０ノートパソコン同等品以上

　　　　ＣＰＵ　　Ｃｏｒｅｉ５－１１３５Ｇ７

ＯＳ　　　Ｗｉｎｄｏｗｓ１１Ｐｒｏ

メモリ　　８ＧＢ－ＤＤＲ４

記憶　　　２５６ＧＢＳＳＤ

（４）既存ファイルの確認　　　　　　　　　　　　　１人

　　　・「ぎょうせい」システムからのデータ抽出

　　　・発注者の保有する「ぎょうせい」システムよりＣＳＶ出力

（５）システムへのデータ設定　　　　　　　　　　　５人

　　　・「設備管理の匠WEB版」への情報移行

　（６）中間協議　　　　　　　　　　　　　　　　　１人

　　　・発注者との動作確認

　　　・修正箇所調整

　（７）「ぎょうせい」システムとの連携確認　　　　１人

　　　・「設備管理の匠WEB版」から「ぎょうせい」へデータ連携確認

（８）納品　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１人

　　　・不具合箇所の修正および報告書の納品

2-3.納品

　　報告書　　　　１式（ライセンス情報等含む）

　　専用ＰＣ　　　１台